

くらしの安心情報

情報ファイルNO.244

令和4年11月10日

マッチングアプリで知り合った女性からネットワークビジネスに誘われ、消費者金融のATMで借入れ、契約金を支払ったが、解約したい…。

相談内容

【相談者 20代 男性】

マッチングアプリで知り合った女性と遊びに行き、その後事務所のようなところへ連れて行かれ、化粧品のネットワークビジネス(マルチ商法)に誘われました。その場にいた別の人に20万円のコースを長時間にわたり勧められ、契約しました。お金は無かったのですが、勧められた消費者金融のATMでキャッシングして業者の口座へ振り込みました。

契約書も商品も受け取っていないので、解約したいのですが…。

対処方法

最近、若者に対するマッチングアプリやSNSなどを通じたマルチ商法の勧誘に関する相談が寄せられています。「お金が無い」等と言う消費者に対して、借金をさせて強引に契約を結ばせようとする手口には注意が必要です。

- ・相談者には、書面でクーリング・オフ⁽¹⁾通知を送付するよう助言し、消費者金融から借入れをすることの問題点等を伝えました。
- ()マルチ商法の場合、契約書面を受け取った日から20日以内であれば無条件で契約解除ができます。
- ・友人や知人の勧誘で断りにくくても、契約したくない場合には「いいません」「やめます」ときっぱり断りましょう。
- ・「儲かるから借金は返せる」と言われても、借金を返せる保証はないので、借金をしてまで副業等もうけ話のためにお金を支払うことはやめましょう。
- ・会った際に別のイベントやビジネス等に誘われた時は、その内容に注意し、事務所や住居など密室への訪問にも用心しましょう。
- ・令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。18歳、19歳の若者がトラブルに巻き込まれるおそれがありますので注意が必要です。

不審に思ったり、万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は ... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631
076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)
高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)
FAX: 0766 - 25 - 2890